

三重県介護支援専門員指定試験実施機関 及び指定研修実施機関募集要項

平成31年 3月19日

三重県医療保健部長寿介護課

1 指定試験実施機関及び指定研修実施機関募集の趣旨

平成18年4月1日の介護保険法の改正に伴い、効率的に介護保険制度運営に関する事務を行うため、「介護支援専門員実務研修受講試験」及び「介護支援専門員実務研修及び実務未経験者更新研修」について、「三重県における介護支援専門員実務研修受講試験事務及び介護支援専門員実務研修等事務の指定に係る実施方針」に基づき、民間の法人を指定して実施しています。

平成19年4月1日から三重県社会福祉協議会を指定していますが、平成31年3月31日で指定期間が終了するため、「介護支援専門員再研修」を指定研修に加え、改めて平成31年度からの指定実施機関の選定を行います。

介護保険法の趣旨を踏まえ「介護支援専門員実務研修受講試験事務（以下『試験事務』という。）」及び「介護支援専門員実務研修及び更新研修等事務（以下『研修事務』という。）」を適切に遂行でき、かつ中立性・公平性が確保できる法人を指定するため、事前に広く指定を希望する法人から適切な業務実施等について創意工夫のある提案を募集し、指定申請を行う前に適切な法人を選定します。

なお、応募にあたっては次の参考資料を熟読し、「介護支援専門員実務研修受講試験」及び「介護支援専門員実務研修及び更新研修等」の制度を十分にご理解のうえで、ご提案をお願いします。

2 募集の概要

(1) 機関の名称

三重県指定試験実施機関及び指定研修実施機関（以下、「試験・研修実施機関」という。）

(2) 指定期間

指定日から2025年3月31日とします。

ただし、業務の廃止の承認を受けた場合は、業務の廃止日までとします。

また、毎年、介護保険法第69条の30及び第69条の33の規定に基づき報告・検査を実施します。

報告・検査の結果により関係法令の違反が発見された場合は、原則指定を取り消します。

※試験・研修実施機関は、県知事の承認を受けなければ休止又は廃止はできませんので、6年間継続して事業運営できるかを判断のうえ、応募してください。

(3) 募集及び選定の方式

試験・研修実施機関の募集及び選定は、公募型プロポーザル方式を採用し、プレゼンテーション及び審査を経て候補となる機関を選定します。

(4) 選定に関する委員会での審査

選定方法は、三重県が設置する「三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ選定委員会」（以下「委員会」という。）において、評価基準（別紙1）に基づいて選定を行います。

(5) 選定結果の通知

審査結果は、企画提案書を提出した応募者に対して速やかに通知します。

(6) 機関の指定

三重県は、介護保険法及び関係政省令に基づき、選定結果通知を行った法人に指定申請の手続きを依頼し、設備、人員及び運営に関する基準等を確認のうえ、適正と認められたうえで指定を行います。

3 業務の内容・基準

試験及び研修業務については、厚生労働省老健局通知「介護支援専門員実務研修受講試験の実施について」、同じく老健局通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」及び「三重県における介護支援専門員資質向上研修事業 基本指針」に基づく内容のものとします。

試験・研修実施機関が行う主な業務（及び費用）負担及び業務以外に見込まれる費用負担は次のとおりです。

業務遂行の基準として、介護保険法及び関係政省令に定める基準に基づく業務を行うほか、三重県の指導・助言に従うものとします。

1 平成31年度「試験・研修実施機関」指定準備に係る業務

| 主な業務 | 実施機関 | | 県 | 費用負担 |
|--|------|---------|---------|----------------|
| | 試験 | 研修 | | |
| 試験・研修実施機関の備品・設備準備 ※1 試験の採点機については、県備品を無償貸与 | ○ | ○ | △ ※1 | 実施機関（予定者） |
| 試験・研修実施機関の立ち上げ等の準備に係る人件費 | ○ | ○ | | 実施機関（予定者） |
| 研修事務の引き継ぎ（一部のみ） ※2 実務研修に参加し、研修事務の内容を確認していただきます。 | | △ ※2 | ○ | 県 実施機関（予定者） |
| 職員の雇用（契約）手続き等 | ○ | ○ | | 実施機関（予定者） |

○・・・業務を実施する機関 △・・・業務を支援する機関

2 平成31年度「試験事務・研修事務」業務

| 主な業務 | | 実施機関 | | 県 | 費用負担 |
|------------------------|---|------|----|---------|--------|
| | | 試験 | 研修 | | |
| 試験準備 | 試験事務の引継ぎ | △ | | ○ | 県 実施機関 |
| | 試験事務に係る計画策定 | ○ | | | 実施機関 |
| | 試験実施に係る広報 ※1 県ホームページへの掲載 | ○ | | △ ※1 | 実施機関 |
| | 試験会場の手配 | ○ | | | 実施機関 |
| | 試験案内の作成 ※2 試験案内の作成に必要な国の通知等を提供します | ○ | | △ ※2 | 実施機関 |
| | 試験案内の配布 | ○ | | | 実施機関 |
| 受験申込 | 受験申込に係る問い合わせへの対応 | ○ | | | 実施機関 |
| | 受験申込書の受付 | ○ | | | 実施機関 |
| | 受験申込書の審査 ※3 実施機関で判断できないような実務経験等に対する相談支援 | ○ | | △ ※3 | 実施機関 |
| 試験 | 試験問題の作成委託 | ○ | | △ | 実施機関 |
| | 試験会場の設営・片付け | ○ | | | 実施機関 |
| | 試験の実施（監督等） ※4 緊急時の連絡窓口の設置 | ○ | | △ ※4 | 実施機関 |
| 採点 合 否 通 知 | 試験解答の採点及び合否判定 ※5 採点基準等の調整 | ○ | | △ ※5 | 実施機関 |
| | 合否通知書の作成・発送 | ○ | | | 実施機関 |
| | 合格者の受験番号の公表 ※6 県掲示板での掲示 | ○ | | △ ※6 | 実施機関 |
| | 県への受験者・合格者の報告 | ○ | | | 実施機関 |
| 研修準備 | 研修事務の引継ぎ | | ○ | ○ | 県 実施機関 |
| | 研修事務に係る計画の策定 | | ○ | | 実施機関 |
| | 研修会場の確保 | | ○ | | 実施機関 |
| | 研修案内の作成・通知 ※7 研修案内作成に必要な情報の提供 | | ○ | △ ※7 | 実施機関 |
| | 研修受講申込者の受付・問い合わせの対応 | | ○ | | 実施機関 |
| 研修 | 研修内容の企画 | | ○ | | 実施機関 |
| | 講師・指導者（※8）の手配 ※8 指導者とは、グループ演習で、担当するグループの研修受講者に対して、指導助言を行う者です | | ○ | | 実施機関 |
| | 研修資料の作成 | | ○ | | 実施機関 |

| | | | | | |
|-----|------------------------------------|---|---|---|--------|
| | 指導者への研修（グループ演習における指導内容の平準化を図る研修） | | ○ | | 実施機関 |
| | 研修会場の設営・片付け | | ○ | | 実施機関 |
| | 研修の実施（受付・司会進行等） | | ○ | | 実施機関 |
| | 実務研修における実習協力事業所の登録 | | | ○ | 県 |
| | 実務研修における実習の調整・手配 | | ○ | | 実施機関 |
| | 研修修了者の認定 | | ○ | | 実施機関 |
| | 研修修了証の発行・配布 | | ○ | | 実施機関 |
| | 県への受講者・修了者の報告 | | ○ | | 実施機関 |
| その他 | 試験・研修に係る苦情処理 | ○ | ○ | | 実施機関 |
| | 県貸与備品の保守管理 | ○ | | | 実施機関 |
| | 不正の手段を用いて試験を受けようとした者及び試験に合格した者への処分 | △ | | ○ | 県 実施機関 |
| | 不正の手段を用いて研修修了した者への処分 | | △ | ○ | 県 実施機関 |
| | 第三者委員会の設置・運営 | ○ | ○ | | 実施機関 |

○・・・業務を実施する機関 △・・・業務を支援する機関

3 業務以外に見込まれる費用の負担について

| 種類 | 内容 | 負担者 | |
|---------|-----------------------------------|------|---|
| | | 実施機関 | 県 |
| 法令等の改正 | 事業に影響を及ぼす法令等の改正 | 協議 | |
| 物価変動 | 指定後のインフレ・デフレ | ○ | |
| 税 | 税制度の改正 | ○ | |
| 金利 | 金利変動 | ○ | |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと異なる状況 ※受験者数及び受講者数の変動等 | ○ | |
| 運営費の膨張 | 当初の想定以外の要因 | ○ | |
| 施設備品の損傷 | 貸与備品等の自然災害等による損傷 | 協議 | |
| | 試験・研修実施機関の責による、貸与備品等の瑕疵による損傷 | ○ | |
| 損害賠償 | 試験・研修実施機関の責による、事業運営上の瑕疵による事故 | ○ | |
| | 上記以外の事故 | 協議 | |

4 経理に関する事項

(1) 収入について

- ① 本事業は、三重県条例で規定する「手数料」を収入として実施する公的な事業です。よって、収益が見込まれる収益事業ではありません。
- ② 原則として、試験・研修実施機関は、自ら手数料を収納し、収入とすることができません（介護保険法第 69 条の 27 及び第 69 条の 33）。
- ③ 万が一、相当額の収益が発生した場合については、その事業運営について検証を行うほか、次年度以降の手数料見直しを行う場合もあります。

(2) 区分会計の独立と管理口座

- ① 本業務に係る経理事務を行うにあたり、試験・研修実施機関自身の法人と独立した会計帳簿書類及び経理規定を設け、県の要求がある場合は、経理書類を提示しなければなりません。
- ② 試験・研修実施機関は、定期的な県の検査及び情報公開等に対応した適正な書類の整備体制を整えなければなりません。
- ③ 経費及び収入は、この業務専用の口座で管理しなければなりません。

(3) 留意事項

- ① 当初の介護支援専門員実務研修受講試験の採点機については、県が試験・研修実施機関に対して貸与（無償）を行う予定です。貸与を受けたシステムについての修繕及び保守管理に要する経費は、原則試験・研修実施機関の負担となります。
- ② 備品については、現状の備品を使用することも可能です。なお、試験・研修実施機関が新しい備品を購入・配備することも可能ですが、県の貸与品と区別がつくように備品管理してください。
- ③ 試験・研修にかかる事務手数料等の額は、三重県手数料条例に定められています。平成 31 年度の指定試験研修実施機関の手数料の額は、受験者一人あたり 9,000 円です。実務研修事務手数料は 49,000 円、実務未経験者更新研修と再研修は 34,000 円、試験問題作成手数料として 1,800 円ですので、受験者等から徴収してください。
- ④ 試験問題作成手数料として、受験問題 1 冊あたり、1,800 円を登録試験問題作成機関に納める必要があります。
- ⑤ 手数料については、指定試験実施機関及び指定研修実施機関それぞれ異なった種類の手数料として条例上位置づけています。よって、決算時においては、それぞれの業務等に応じた収支の実績を作成してください。
- ⑥ 指定試験実施機関の手数料及び指定研修実施機関の手数料については、消費税非課税であります。
- ⑦ 指定試験実施機関の手数料及び指定研修実施機関の手数料を、試験及び研修申込者に金融機関で納めさせる場合は、振込手数料については、指定試験実施機関及び指定研

修実施機関の負担とします。なお、試験及び研修申込者は、県条例で定める手数料額を試験・研修実施機関に支払わなければなりませんので、試験・研修実施機関は別途、金融機関に振込手数料を支払う形態を採ってください。

5 募集及び選定スケジュール

別紙「三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ実施日程」のとおり

※日程については、変更する場合があります。

6 応募に関する事項

別紙「三重県介護支援専門員試験実施機関等の指定にかかる企画提案コンペ参加仕様書」のとおり

7 指定後の検査

(1) 検査の実施

県は定期的に、試験・研修実施機関に対して介護保険法第 69 条の 30 及び第 69 条の 33 の規定に基づき報告を求めるほか、事業の実施状況等について検査を実施します。

県は、検査の結果、試験・研修実施機関業務として適当でない事項について、改善指導を行います。

(2) 指定の取り消し

県は、次のような事項が発生した場合は、指定を取り消すことができます。

ただし、不可抗力等、県及び試験・研修実施機関双方いずれの責めにも帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について両方で協議するものとします。

- ① 試験・研修実施機関の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となったと認められるとき。
- ② 試験・研修実施機関の業務又は経理の状況に関する県の指導に従わないとき。
- ③ 介護保険法等の法令に規定する基準を満たさなくなったと認められるとき。

(3) 指定取消後の対応

- ① 指定の取り消しにおいて、県に生じた損害は、試験・研修実施機関が賠償するものとします。
- ② 指定の取り消しがあった場合、試験・研修実施機関は、次期試験・研修実施機関の指定を受ける法人又は県に対して円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

8 準備

選定結果通知後、選定を行った候補者は早急に次の業務の準備を指定に先立ち実施することとなります。

- (1) 平成30年度介護支援専門員実務研修への職員派遣
- (2) 三重県社会福祉協議会からの業務引き継ぎ
- (3) その他

準備業務の詳細については、選定結果通知後に細部協議を行う予定です。

9 その他

(1) 関係機関との連携

試験・研修実施機関の事業運営にあたっては、介護保険サービス各事業者、関係団体及び各保険者（市町等）との連携に配慮してください。

(2) 保険（損害賠償等）の取り扱い

施設賠償保険及び火災保険については、試験・研修実施機関が加入してください。保険の範囲等については、別途協議します。

(3) 第三者委託

施設の管理運営上必要な場合、試験・研修実施機関が清掃、警備等、個々の具体的業務を第三者へ委託することは可能です。ただし、次の業務を第三者へ委託することはできません。

- ① 試験事務に係る計画策定
- ② 介護支援専門員実務研修受講試験の受験申込書の審査
- ③ 介護支援専門員実務研修受講試験の試験監督
- ④ 介護支援専門員実務研修受講試験の解答採点
- ⑤ 介護支援専門員実務研修受講試験の合否通知書の作成・発送
- ⑥ 研修事務に係る計画策定
- ⑦ 研修案内の作成・通知
- ⑧ 研修修了者の認定
- ⑨ 研修修了証の発行・配布
- ⑩ 試験・研修に係る苦情処理

(4) 試験・研修実施機関に委ねられない業務

試験・研修実施機関には、「介護支援専門員実務研修受講試験」、「介護支援専門員実務研修、実務未経験者更新研修及び再研修」の包括的な事業運営を委ねますが、介護保険法等の法令に基づく介護支援専門員の資格管理については、従来どおり県が行います。

(5) 関係法規の遵守

業務を遂行するうえで、介護保険法以外に関連する法令・例規についても遵守するほか、試験・研修実施機関におけるコンプライアンス体制の確立に努めてください。

- ① 介護保険法（及び関係する政令・省令・通達等）
- ② 三重県個人情報保護条例
- ③ 三重県情報公開条例

※なお、本募集に係る申請において、入手した個人情報については、「介護支援専門員実務研修受講試験」、「介護支援専門員実務研修、実務未経験者更新研修及び再研修」に係る試験・研修実施機関の選定を目的として利用するものです。

本要項は、現時点の介護保険法をはじめ関係法令等に基づき事項を整理し、作成したものです。今後、法令等の見直しがあった場合は、内容の追加・変更があり得ますので、ご了承ください。